合憲か違憲か 主張平行線

論点検証 安保国会 2

解釈変更 二つの「根拠」に異論

憲法解釈を変えて集団的自衛権の行使を認めた安全保障関連法案は合憲か、それとも違憲か。野党や憲法学者らは「憲法違反」と批判するが、政府は従来の解釈との整合性は保たれていると主張し続けている。参院審議で焦点となった「法的安定性」とは何か。論点を整理する。 ▼1面参照

集団的自衛権の行使がなぜ「違憲」と指摘されるのか。野党や憲法学者らは、日本が攻撃されていないのに、他国を守るために武力を使う集団的自衛権を認めれば、戦争の放棄を定めた憲法に反すると主張する。さらに、戦後60年超にわたり個別的自衛権のみを認めてきた政府解釈を一内閣の閣議決定で変えたことは、憲法で政治権力を縛る「立憲主義」に反するとも指摘されている。

こうした批判に安倍政権は二つの「根拠」を挙げ、説明している。一つ目は1959年の砂川事件最高裁判決＝囲＝だ。判決はその一部で「自国の存立を全うするために必要な自衛の措置はとりうる」とし、憲法の下でも自衛権の行使を認めた。

安倍晋三首相は、判決が「個別的」か「集団的」かを区別せず、必要な自衛の措置を認めていると主張。6月26日の衆院特別委では「砂川判決は、集団的自衛権の限定容認が合憲である根拠たりうる」と訴えた。

もう一つの「根拠」は、72年に当時の田中内閣がまとめた政府見解だ。

72年見解は、砂川判決で認めた「必要な自衛の措置」について、「外国の武力攻撃による急迫、不正の事態に対処する必要最小限度の範囲で認められる」としている。政権は今回の解釈変更後も、見解の「基本的論理」は引き継ぐと説明。72年見解は結論部分で「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」としているが、限定的な集団的自衛権なら合憲と主張する。

しかし、砂川判決を合憲性の論拠とする理屈については、山口繁・元最高裁長官が朝日新聞の取材に対し「当時の最高裁が集団的自衛権を意識していたとは到底考えられない」と指摘。多くの憲法学者も根拠にならないと批判している。

72年見解をめぐる政権の理屈についても、憲法学者の長谷部恭男早大教授が、6月の衆院憲法審査会に出席した際、「個別的自衛権のみ許されるという（9条の）論理で、なぜ集団的自衛権が許されるのか」と批判した。

集団的自衛権の行使を政府が「合憲」とする根拠の「1972年見解」（要旨）

憲法9条は戦争を放棄し、戦力の保持を禁止しているが、わが国の存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じていない。

しかしながら、だからといって、平和主義を基本原則とする憲法が、自衛の措置を無制限に認めているとは解されないのであって、あくまで外国の武力攻撃による急迫、不正の事態に対処し、国民の権利を守るためのやむを得ない措置としてはじめて容認されるものであるから、その措置は必要最小限度の範囲にとどまるべきものである。

そうだとすれば、憲法の下で武力行使が許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られ、集団的自衛権の行使は、憲法上許されない。

政府と野党の対立点

1 「外国の武力攻撃」とは、日本に対してだけでなく、他国に対する攻撃でもあるのか

政府：他国に対する武力攻撃とも解釈できる

野党：日本への武力攻撃だけで、「他国への攻撃を含む」との読み替えは許されない

2 「必要最小限度の範囲」に、集団的自衛権の行使は含まれるのか

政府：安保環境の変化で、限定的な集団的自衛権の行使はその範囲に含まれる

野党：集団的自衛権の行使は、憲法が認める範囲を上回る

3 72年見解を作った人の考えは

政府：当時の関係者が、今日を予測していなければ違憲、という論は成り立たない

野党：見解を作った本人が、直前の国会で集団的自衛権の行使を完全に否定した

砂川事件最高裁判決

1957年7月に東京都砂川町（現立川市）の米軍基地に学生らが立ち入ったとして刑事特別法違反の罪で起訴された。東京地裁は59年3月、米軍駐留は憲法9条違反として全員無罪とした。最高裁は59年12月、①憲法9条は自衛権を否定しておらず、他国に安全保障を求めることを禁じていない②外国の軍隊は憲法9条2項が禁じる戦力にあたらない③安保条約は高度の政治性を持ち、「一見極めて明白に違憲無効」とはいえず、司法審査になじまない――と判断して一審判決を破棄し、地裁に差し戻した。

視点

本当に「疑義なし」なのか

安倍政権はこれまで、180時間超に及ぶ国会審議で何度も「法案は違憲だ」と指摘されたが、「合憲だ」「法的安定性は保たれている」といった答弁を繰り返してきた。

衆院憲法審査会で憲法学者から違憲性を指摘されても、政権は「憲法解釈の最高権威は最高裁」とかえりみようとしなかった。だが、元最高裁長官にも「違憲」と断じられ、反論の余地はなくなりつつある。

法案の成立は、国会が「憲法上疑義なし」と判断することを意味する。安倍政権と連帯責任を負う重みを、与党議員も含めた国会全体で問い直してほしい。（石松恒）

法的安定性

元最高裁長官も疑念

安保法案と憲法の関係について、礒崎陽輔首相補佐官は7月26日の講演でこう語った。「考えないといけないのは我が国を守るために必要な措置かどうかで、法的安定性は関係ない」

礒崎氏は直後に発言を撤回したが、政権が強調する解釈変更の正当性を揺るがすものだった。これを機に野党は、参院審議で「法的安定性」の問題を追及。特に焦点となったのは72年見解の作成経緯だった。

72年見解は、当時の社会党議員と吉国一郎内閣法制局長官との国会質疑を文書化したものだ。

民主の広田一氏は8月25日の参院特別委で、吉国氏は「日本が攻撃されていないのに国民の生命が根底から覆ることはない」と答弁していたとして、「他国が武力攻撃されている段階で日本が自衛権を行使することはない、と明々白々に述べている。勝手な憲法解釈は違憲だ」と指摘した。

これに対し安倍首相は「それは当時の認識だ。必要な自衛の措置は時代によって変わってくる」と答弁。安全保障環境の認識が変われば、集団的自衛権も行使できると反論した。

民主の福山哲郎氏は7月28日の特別委で、小泉内閣が閣議決定した04年の答弁書に言及。答弁書は吉国答弁と同様、集団的自衛権は自衛のための限定的なものを含めて「憲法上許されない」との認識を示していた。

横畠裕介内閣法制局長官はこれに対し、かつては政府も限定的な集団的自衛権を「認められないと解してきた」と答えつつ、「当時は考え方が固まっていなかった」などと説明。昨年閣議決定した「日本の存立が脅かされる明白な危険」などの要件を満たせば、行使可能とする考えを繰り返した。

しかし、72年見解の読み方を百八十度変えつつ「法的安定性」は保たれているとする政権の姿勢を、山口・元最高裁長官は「こんなプラスとマイナスが両方成り立てば、憲法解釈とは言えない」と批判する。（石松恒）

9/5 朝日